

TEG(欧州委員会テクニカル専門家グループ)が 「TAXONOMY Technical Report」を発表

Research Clip
2019年9月

社会システム研究所
アナリスト 高橋 龍生

リサーチ・クリップでは、最近関心の高まっている環境問題、企業の従業員・地域社会といった様々な社会との関わりなどに関する記事や、国内および海外における公募投信（以下、ファンド）の最新情報を紹介します。

■ 欧州委員会のサステイナブル金融に関するテクニカル専門家グループ¹(以下、TEG)は、2019年6月に「TAXONOMY Technical Report」を公表した。タクソノミーとは、EUの持続性に関する政策目標に資する経済活動の定義を指す。EUが掲げている脱炭素化戦略には、莫大な投資が必要であり、民間の資金をいかに活用できるかが鍵になっている。TEGは、タクソノミーによって環境分野における政策目標に貢献できる投資機会を特定し、それを投資家に提供することによってサステイナブルファイナンスを促進させることを目的としている。しかし、サステイナブルな経済活動の分類システムがEU加盟各国で異なっているため、EUで統一された分類システムの構築が必要になった。

1. タクソノミーの背景

2018年5月に欧州委員会が「サステイナブル成長のための金融に関するアクションプラン」を発表した。アクションプランでは、EUのサステイナブルファイナンス及びパリ協定の実行計画に関する様々な戦略が書かれている。その中で、欧州委員会が提案した戦略に「脱炭素化戦略」が掲げられた。脱炭素化に必要な欧州のエネルギーシステム及びインフラ整備には、欧州委員会の推定で、およそ年間1,750億から2,900億ユーロの投資が必要になるとされている。したがって、欧州では脱炭素化に向けて、政府だけではなく民間の投資をいかに呼び込むのが重要課題となっている。そのためには、投資家などのような経済活動がサステイナブルであり、脱炭素化に貢献するのかを認識してもらう必要がある。そこで、SDGsやEUの定めた環境目標に貢献していると判断するための基準や何がサステイナブルな経済活動であるのかを定義した分類システムが必要になった。このタクソノミーの確立によってどの経済活動がサステイナブルであるのかが特定でき、投資家側はサステイナブル投資に関する意思決定がしやすくなると考えられる。

¹ TEGは35名の有識者で構成され、EUが定める環境目標の実現に向けて欧州委員会が設置した組織。

2. タクソノミーのアプローチ方法

欧州委員会は、タクソノミーにおいて6つの環境目標を打ち立てている。それらの環境目標には、気候変動に関する目標だけではなく、SDGsに関連する目標も含まれている。具体的には下記の通りである。

- (1) 気候変動の緩和
- (2) 気候変動への適応
- (3) 水と天然資源の持続可能な利用と保護
- (4) サーキュラーエコノミーへの移行、廃棄物の防止とリサイクル
- (5) 汚染の防止と管理
- (6) 健全な生態系の保護

しかし、気候変動の緩和及び適応に資する経済活動であっても、他の環境目標に実質的な害を与えると、それはタクソノミーの定義上サステイナブルな経済活動ではない扱いとなる。つまり、気候変動に関する2つの目標は、他の4つの目標と同等に扱われており、気候変動に関する環境目標を達成していても、必ずしもサステイナブルな経済活動として分類されないということを意味している。

また、環境的にサステイナブルな経済活動と定義されるためには、以下の4つの要件を満たす必要がある。

- (1) 上記の環境目標に最低1つは実質的に貢献する
- (2) かつ同時に他の環境目標に実質的な害を与えない
- (3) 最低限の社会的な安全措置(ILO 中核的労働基準)を遵守する
- (4) 上記の項目全てがテクニカルスクリーニング基準を遵守する

テクニカルスクリーニング基準とは、①考え方、②測定基準、③閾値の3つの項目基準を指す。テクニカルスクリーニング基準は定性的かつ定量的な基準になっており、具体的には下記の通りとなっている。

①考え方

他の環境目標を侵害せず、その経済活動がどのように実質的に、環境目標に貢献するのかについての合理性

②測定基準

経済活動の環境パフォーマンスを測定する方法

③閾値

環境的に持続可能と考えられるために満たすべき定性的または定量的条件

3. 気候変動の緩和

気候変動の緩和に資する経済活動かどうかを評価する具体的なプロセスは以下の通りである。

- (1) TEG が 21 のマクロセクター (NACE 基準²)の中から重要なセクターを選別する
- (2) 選別されたマクロセクターの中から、気候変動の緩和に実質的に貢献する可能性があると考えられる活動を TEG が特定する
- (3) 気候変動の緩和に対する実質的な貢献が何かを定義する(図表 1)
- (4) テクニカルスクリーニング基準(考え方、測定基準、閾値)を満たす(図表 2)

図表 1 気候変動の緩和に実質的に貢献する経済活動を特定するためのアプローチ

活動の種類	適格基準	例
既に排出量がゼロに近い活動(2050年のネットゼロ炭素経済に既に適合している)	安定的かつ長期的である可能性が高い	・ 排出量がゼロの輸送 ・ 排出量がほぼゼロの炭素発電 ・ 植林
2050年のネットゼロ炭素経済への移行に貢献するが、現時点ではまだ排出量水準がネットゼロではない活動	定期的に見直され、将来的に排出量がゼロになる可能性が高い	・ 建物の改修 ・ 発電によって発生するCO ₂ 排出量が100gCO ₂ /kWh未満 ・ 車によるCO ₂ 排出量が50gCO ₂ /km未満
上記の活動を促進させる活動	・ 既に低炭素の活動を可能にしている場合、安定的かつ長期的である可能性が高い ・ ネットゼロ炭素経済への移行に貢献するが、現時点ではまだ排出量水準がネットゼロではない活動を促進させる場合は、定期的に見直され、将来的に排出量がゼロになる可能性が高い	・ 風力タービンの製造 ・ 建物に効率の良いボイラーを設置する

(出所) TAXONOMY Technical Report より日興リサーチセンター作成

図表 2 テクニカルスクリーニング基準(気候変動の緩和に資する経済活動－鉄・鉄鋼産業の例－)

考え方	最高性能のプラントによって生成される鉄鋼の製造は、気候変動の緩和に大きく貢献すると考えられる。さらに、一次鉄鋼生産よりも排出量が大幅に少ないため、鉄鋼の二次生産（スクラップ鋼など）も適格と見なされる。
測定基準	1単位の生産にかかる温室効果ガス排出量(EU-ETSベンチマークに使用される方法で計算する)
閾値	生産プロセスに関連する温室効果ガス排出量（EU-ETSベンチマークに使用される方法で計算する）が関連するEU-ETSベンチマークの値よりも低い場合、鉄鋼の製造は適格である。 2019年6月時点における鉄鋼製造のEU-ETSベンチマーク値 ・ 溶銑 = 1.328 tCO ₂ e / t製品 ・ 焼結鉱 = 0.171 tCO ₂ e / t製品 ・ 鑄鉄 = 0.325 tCO ₂ e / t製品 ・ アーク炉高合金鋼 = 0.352 tCO ₂ e / t製品 ・ アーク炉炭素鋼 = 0.283 tCO ₂ e / t製品 さらに、スクラップ鋼の少なくとも90%を使用したアーク炉での鋼の全ての生産が適格と見なされる。

※ EU-ETS(欧州連合域内排出量取引制度)

EU 域内における温室効果ガスについての加盟国による排出量取引制度

(出所) TAXONOMY Technical Report より日興リサーチセンター作成

² 欧州で使用されている産業分類で、21 セクションに分類されている。なお、Section,Division,Group,Class の4桁の分類コードになっている。

以上のプロセスを経て、TEG は以下「農業、林業、漁業」「製造業」「電気、ガス、蒸気、空調供給」「水、下水処理、廃棄物、浄化」「輸送、保管」「情報通信技術」「建設、不動産関連活動」の7セクター(NACE 基準)を気候変動の緩和に貢献する具体的な経済活動として定めた。図表 3 は、7セクターに関して気候変動の緩和に貢献する具体的な経済活動を紹介したものである。

図表 3 気候変動の緩和に資する経済活動の具体例

NACE基準のマクロセクター	経済活動
農業、林業、漁業	多年草・非多年草の育成、家畜生産、造林、森林再生、既存の森林管理
製造業	低炭素技術、セメント、鉄・鉄鋼、水素、他の無機化学物、肥料と窒素化合物、プラスチック
電気、ガス、蒸気、空調供給	太陽光発電、集光型太陽光発電、風力発電、海洋発電、水力発電、地熱発電、ガス燃焼発電、バイオエネルギー発電 電力の送配電、蓄電、バイオマス、バイオガス、バイオ燃料の製造、ガスの送配電、地域の冷暖房供給 熱ポンプ設置と運営、集光型太陽光発電による熱電供給、地熱発電による熱電供給、ガス燃焼発電による熱電供給 バイオエネルギー発電による熱電供給、集光型太陽光発電による温冷熱生産、地熱発電による温冷熱生産 ガス燃焼発電による温冷熱生産、バイオエネルギー発電による温冷熱生産、排熱による温冷熱生産
水、下水処理、廃棄物、浄化	水処理、水供給、中央排水処理システム、下水汚泥の嫌気性消化、非有害廃棄物の分別収集と輸送 生物系廃棄物の嫌気性消化、生物系廃棄物の合成、廃棄物からの物質回収、埋立地ガスの回収とエネルギーの利用 CO ₂ の直接空気回収、人為的な排出物の回収、CO ₂ の輸送、回収されたCO ₂ の永久隔離
輸送・保管	旅客鉄道輸送（都市間）、貨物鉄道輸送、公共輸送機関、低炭素輸送のインフラ、乗用車と商用車 陸路による貨物輸送サービス、都市間定期道路輸送、内陸旅客輸送、内陸水運、水プロジェクトの建設
情報通信技術	データ加工、ホスティングと関連活動、CO ₂ 削減のデータ駆動型ソリューション
建設、不動産関連活動	新しい建物の建設、既存の建物の改築、個人の改築、施設内の再生可能なエネルギー資源の設置、建物の取得

(出所) TAXONOMY Technical Report より日興リサーチセンター作成

ここで、図表 3 にある気候変動の緩和に資する経済活動に、原子力発電が含まれていない点に着目したい。TEG はエネルギー生成段階で温室効果ガス排出量がほぼ 0 である原子力発電について、気候変動の緩和に資する経済活動であると一旦は評価した。しかし、放射能による汚染と生物多様性に与える潜在的な影響を考慮し、原子力発電はタクソミーの対象外となった。高放射能廃棄物を長期的に管理することは、安全かつ長期的な技術的解決策が必要であるとした上で、未だに実行可能かつ安全で長期的な地下貯蔵所は確立されていないと TEG は指摘している。しかし、発電の約 7 割を原子力発電で賄っているフランスは、今回のタクソミーに原子力発電が含まれなかったことに対して納得がいているのだろうか。将来的に原子力発電がタクソミーに含まれるか否かに関しては、今後さらなる議論が展開されていくであろう。

4. 気候変動への適応

TEG は、気候変動への適応に貢献する経済活動を「現在及び将来期待される気候変動のマイナスの影響を減少させるもしくはその防止に実質的に貢献するような経済活動」と定義している。今回のタクソミーでは、気候変動への適応に貢献する経済活動として、「農業、林業、漁業」「電気、ガス、蒸気、空調供給」「水、下水処理、廃棄物、浄化」「情報通信技術」「金融及び保険、専門的・科学的・技術的活動」の 5 セクターが挙げられている。図表 4 は、上記の 5 セクターに関して、気候変動への適応に貢

献する具体的な経済活動を示したものである。

図表 4 気候変動への適応に資する経済活動の具体例

NACE基準のマクロセクター	経済活動
農業、林業、漁業	多年草・非多年草の育成、家畜生産、造林、森林再生、既存の森林管理
電気、ガス、蒸気、空調供給	水力発電、送電線
水、下水処理、廃棄物、浄化	下水
情報通信技術	気象管理・予測のための特定の通信アプリケーションの供給
金融及び保険、 専門的・科学的・技術的活動	損害保険、研究開発(自然科学及びエンジニアリング)、技術的活動と関連する専門的なコンサルタント業務

(出所)TAXONOMY Technical Report より日興リサーチセンター作成

5. 次のステップ

TEG は、気候変動の緩和や適応に関するテクニカルスクリーニング基準の不完全な部分を今後さらに整理していく予定である。また、TEG はまだ確立されていない基準に関して、追加のフィードバックを求めており、タクソミーの使用と履行に関するガイダンスを強化していくつもりである。今回、欧州委員会がサステイナブルな経済活動を定義したタクソミーの確立に着手したことは、評価すべきであろう。

しかし、今回公表されたタクソミーに関して、TEG も「not exhaustive」と述べているように、全ての経済活動がタクソミーによって網羅されているわけではない。したがって、今回のタクソミーに含まれていなければ、サステイナブルな経済活動ではないとは必ずしも断言できない。そのため、何がサステイナブルな経済活動であるかどうかは、最終的に投資家自身が判断していかなければならないであろう。また、自社の事業活動がサステイナブルな経済活動であると考えるのであれば、タクソミーとして分類されていなくても企業側は積極的に投資家と対話を展開していくべきであろう。

今回のレポートでは、環境に関するサステイナブルな経済活動の定義が主であるが、さらに TEG は他の経済活動についてもタクソミーに加えていく議論を行っていくつもりである。今後、グリーンボンドなどのサステイナブルファイナンスを促進していくためには、日本でもサステイナブルな経済活動を具体的に定義していく必要があるだろう。

本論文は下記の URL からダウンロードできる。

(https://ec.europa.eu/info/files/190618-sustainable-finance-teg-report-taxonomy_en)